平成２３年（フ）第２９３０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中84番地２藤アパート101号
債務者　田中　泰光
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９３３号
福岡市西区上山門２丁目８番６号
債務者　間瀬小百合（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９８７号
福岡市南区大平寺２丁目23番15―101号
債務者　代田英里子（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３６号
鹿児島県阿久根市赤瀬川1892番地３　県営住宅堤山団地Ｃ棟301
債務者　黒永　玉緒
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１号
鹿児島県薩摩郡さつま町鶴田5078番地
債務者　渡　　修平
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第８０７号
広島市東区馬木７丁目497番地の６
債務者　高尾　浩二
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２４号
仙台市太白区東中田４丁目８番27号
債務者　伊深　正利
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８２号
仙台市若林区荒井字初田40番地の５　メゾンドＳ101、従前の住所仙台市若林区上飯田字高田14番地の４
債務者　佐藤　義則
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８３号
仙台市若林区荒井字初田40番地の５　メゾンドＳ101、従前の住所仙台市若林区上飯田字高田14番地の４
債務者　佐藤喜志子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８９号
宮城県塩竈市伊保石40―１　11号棟11―１、住民票上の住所宮城県塩竈市新富６番15号
債務者　櫻井　治子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６２号
秋田県由利本荘市本田仲町84番地　本田仲団地402号室
債務者　平柳　英生
1　決定年月日時　平成24年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第８６号
秋田県大館市比内町扇田字白砂60番地６
債務者　千葉タヱ子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第４５８号
山梨県甲府市丸の内２丁目25番19号　武井アパート２Ｆ西
債務者　桂原　松江
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７５号
山梨県山梨市万力1088番地２　アーバンライフ藤102
債務者　根津　里子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８０号
山梨県甲州市塩山下塩後479番地22
債務者　八巻亜樹子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８１号
山梨県山梨市上神内川294番地１　エムズハイツ305
債務者　堤田はるみ
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９２号
山梨県甲斐市竜王新町1316番地２　樋口住宅３
債務者　百瀬　美佳（旧姓新原）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係